作成日　　：１９９５年０２月２４日
最終改訂日；２００９年０７月０３日

製品安全データシート

１．製品及び会社情報

製品名：カコジル酸ナトリウム(３水和物)
会社名：キシダ化学株式会社
住　　所：兵庫県三田市テクノパーク１４番１０
担当部門：環境保全グループ
電話番号：(079)568-1531　　FAX 番号：(079)568-1586

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性		健康有害性	
火薬類	分類対象外	急性毒性　経口	区分４
可燃性・引火性ガス	分類対象外	経皮	分類できない
可燃性・引火性エアゾール	分類対象外	吸入(ｶﾞｽ)	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外	吸入(蒸気)	分類できない
高圧ガス	分類対象外	吸入(粉塵)	分類できない
引火性液体	分類対象外	吸入(ﾐｽﾄ)	分類対象外
可燃性固体	分類できない	皮膚腐食性・刺激性	分類できない
自己反応性化学品	分類できない	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	分類できない
自然発火性液体	分類対象外	呼吸器感作性	分類できない
自然発火性固体	区分外	皮膚感作性	分類できない
自己発熱性化学品	分類できない	生殖細胞変異原性	分類できない
水反応可燃性化学品	区分外	発がん性	区分１Ａ
酸化性液体	分類対象外	生殖毒性	分類できない
酸化性固体	分類できない	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	分類できない
有機過酸化物	分類対象外	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	分類できない
金属腐食性物質	分類できない	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境有害性			
水生環境有害性（急性）	分類できない		
水生環境有害性（慢性）	分類できない		

ＧＨＳラベル要素

絵表示又はシンボル

注意喚起語：危険

危険有害性情報：飲み込むと有害

発がんのおそれ

注意書き：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

必要に応じて個人用保護具を使用すること。

３．組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：単一製品

化学名又は一般名：カコジル酸ナトリウム(３水和物)

別名：ジメチルアルシン酸ナトリウム(３水和物)

濃度又は濃度範囲(含有量)：９７%(min)

化学特性(化学式等)：$(CH_3)_2AsOONa \cdot 3H_2O$

官報公示整理番号（化審法・安衛法）：

ＣＡＳ　ＮＯ.：６１３１－９９－３

化学物質管理促進法：非該当。

労働安全衛生法(通知対象物質)：第４５８号　砒素及びその化合物

毒物劇物取締法：毒物

４．応急措置

吸入した場合

鼻をかみ、嗽をさせ、新鮮な空気の場所に移し、安静保温に努め、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ、直ちに製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら石鹸を使ってよく洗浄する。

外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。

目に入った場合

直ちに清浄な水で最低１５分間目を洗浄した後、眼科医の手当を受けること。

洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球、瞼の隅々まで水がよく行きわたるように洗浄する。

飲み込んだ場合

水で口の中を洗浄し、直ちに医師の処置を受ける。

最も重要な徴候及び症状

皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害または肝障害。

応急措置をする者の保護

救助者はゴム手袋等の保護具を着用する。

５．火災時の措置

消火剤：水噴霧、粉末消火薬剤

特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素の他有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

周囲の設備等の輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。

消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消火を行う者の保護

消火活動は風上より行い、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。

漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。

環境に対する注意事項

流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法・機材

真空で吸い取るなど粉塵が飛散しない方法で掃き集めて、密閉できる空容器に回収する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取扱いは、換気の良い場所で行う。

取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行なうための設備を設置する。

発散した粉塵を吸い込まないようにする。

取扱いの都度、容器を密栓する。

保護手袋および保護眼鏡・保護面を着用すること。

取扱い後は、手、顔等をよく洗い、嗽をする。

局所排気・全体排気

取扱う場合は、局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取扱う。

注意事項

みだりにエアロゾル、粉塵が発生しないように取扱う。

安全取扱い注意事項

一般の薬品取扱い注意を守る。

保管

技術的対策

直射日光を避け、換気の良い暗所に保管する。

吸湿性があるので、密栓した容器に保管する。

施錠して保管すること。

適切な保管条件

酸と一緒に保管してはならない。

混触危険物質と一緒に保管しない。

安全な容器包装材料

吸湿性を有するため、密閉した容器に保存し、直射日光を避ける。

８．暴露防止及び保護措置

設備対策

取扱いについては、全体換気装置を設置した場所で行う。

粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

管理濃度：０.００３ｍｇ/m^3（Ａｓとして）

保護具

呼吸器の保護具：防塵マスク、簡易防塵マスク

手の保護具：保護手袋

目の保護具：保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付普通眼鏡、ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具：保護服、保護長靴、保護前掛け

衛生対策：保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

作業中は飲食、喫煙はしない。

飲食、喫煙前には石鹸で手を洗う。

９．物理的及び化学的性質

外観(物理的状態、形状、色など) ：白色の結晶性粉末

臭い(臭いの閾値)：無臭

ｐＨ：８～９

融点・凝固点：６０℃

沸点、初留点及び沸騰範囲：知見無し。

燃焼性(固体、ガス)：有り。

比重(相対密度)：知見無し。

溶解性：水に易溶(20℃:2000g/L)。エタノールに可溶。

１０．安定性及び反応性

安定性：通常の取扱い条件において安定である。吸湿性あり。

危険有害反応可能性

酸と反応して極めて毒性の強いガス、ジメチルアルシンをつくる。

１２０℃で無水になる。

燃えると青みがかった炎をあげる。

避けるべき条件：混触危険物質との接触。

混触危険物質：強酸化剤、酸、強塩基

危険有害な分解生成物：ヒ素酸化物

１１．有害性情報

急性毒性：吸入　ラット　LC_{50}　４９００mg/m^3/４H

経口　ラット　LD_{50}　２０００mg/ｋｇ

発がん性：ＩＡＲＣ　グループ１(人に対して発がん性がある)

１２．環境影響情報

土壌の移動性：物理化学的性質からみて水域、土壌環境に移動する可能性が有る。

１３．廃棄上の注意

残余廃棄物

おが屑等の可燃物と混合し、スクラバー付の焼却炉で少量ずつ焼却する。

或いは、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従うこと。(毒劇法第１５条の２)

特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。（特別管理産業廃棄物）

汚染容器･包装

空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

１４．輸送上の注意

国際規制

国連分類：クラス６.１

国連番号：１６８８

品名(国連輸送品名)：カコジル酸ナトリウム

容器等級：Ⅱ

海洋汚染物質：非該当

国内規制

陸上　毒物及び劇物取締法：毒物

海上　船舶安全法：毒物類・毒物

航空　航空法：毒物類・毒物

追加の規制

道路法：車両の通行の制限

輸送の特定の安全対策及び条件

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等が無いことを確認する。

転倒、落下、破損が無いように積込み、荷崩れの防止を確実に行う。

該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。

１５．適用法令

労働安全衛生法：作業環境評価基準（法第６５条の２第１項）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２、施行令第１８条の２別表第９）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法５７条１、施行令第１８条）

特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第３８条３）

特定化学物質第２類物質、管理第２類物質（特定化学物質障害予防規則第２条第１項第２，５号）

毒物及び劇物取締法：毒物（指定令第１条）

大気汚染防止法：有害大気汚染物質（法第２条第１３項、環境庁通知）

優先取組物質(環境庁通知)

水質汚濁防止法：有害物質（法第２条、施行令第２条、排水基準を定める省令第１条）

下水道法：水質基準物質（法第１２条の２第２項、施行令第９条の４）

水道法：有害物質（法第４条第２項）、水質基準（平１５省令１０１）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：特別管理産業廃棄物（法第２条第５項、施行令第２条の４）

特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）：廃棄物の有害成分・法第２条第１項第１号イに規定するもの（平１０三省告示１号）

航空法：毒物類・毒物（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）

船舶安全法：毒物類・毒物（危規則第３条危険物告示別表第１）

道路法：車両の通行の制限（施行令第１９条の１３、、日本道路公団公示）

外国為替及び外国貿易法：輸出貿易管理令別表第１の１６の項（2）
輸入貿易管理令第４条第１項第２号輸入承認品目「２の２号承認」
輸出貿易管理令別表第２（輸出の承認）
労働基準法：疾病化学物質（法第７５条第２項、施行規則第３５条・別表第１の２第４号１・昭５３労告３６号）
土壌汚染対策法：特定有害物質（法第２条第１項、施行令第１条）

１６．その他の情報

引用文献

1) 化学品かんたん法規制チェック Web　日本ケミカルデータベース
2) 化学大辞典　共立出版
3) 化学品法令集　化学工業日報社
4) 環境六法　中央法規
5) Merck Index Twelfth Edition
6) Chem DAT(Merck)
7) ACROS Catalogue of MSDS
8) Sigma-Aldrich Material Safety Data Sheets
9) Alfa Aesar Material Safety Data Sheets

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。全ての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。御使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願いいたします。また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途･用法に適した安全対策を実施の上で御使用ください。